

調布市地域福祉計画

令和 6（2024）年度 ～ 令和 11（2029）年度

（骨子案）

◎ 支え合う地域づくりのために あなたもはじめてみませんか

今後、掲載予定
(1～2P程度)

目次

第1章 地域福祉について.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉の必要性について.....	2
3 これまでの調布市の地域福祉の推進について.....	5
第2章 調布市の福祉の共通事項.....	8
1 将来像.....	8
2 基本理念.....	8
3 福祉圏域.....	9
第3章 計画の策定に当たって.....	10
1 計画の目的.....	10
2 計画の位置付け.....	10
3 計画の期間.....	12
4 計画の策定体制.....	13
5 圏域の範囲の考え方.....	14
第4章 調布市の現状と課題.....	15
1 人口の状況.....	15
2 世帯の状況.....	20
3 地域活動・資源の状況.....	22
4 支援を必要とする人の状況.....	24
5 調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）から見た状況.....	28
6 計画の振り返り.....	42
7 調布市の地域福祉に関する課題.....	43
第5章 計画の基本方向.....	46
1 基本目標.....	46
2 重点施策.....	46
第6章 地域の状況（8つの福祉圏域）.....	47
第7章 計画の推進に向けて.....	47
1 協働による計画の推進.....	47
2 計画の周知・普及.....	47
3 計画の進行管理・評価.....	47
資料編.....	47

(白紙)

I 章を奇数ページから始めるため。

第1章 地域福祉について

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会において、地域住民のもつ課題を解決したり、また、その発生を予防するための福祉施策とそれに基づく取組や活動などをいいます。地域福祉の概念は、地域やそれぞれの立場、置かれている状況によって異なりますが、地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の支え合いによって解決を図ろうとする点が、特徴です。

また、地域福祉とは、一人一人がその人らしい生活を送れるよう、地域に関わる全ての人や組織の総力を挙げて、社会参加と地域づくりを進める取組のことであり、地域福祉の推進が地域共生社会の充実に大きく寄与するものと考えられます。

これからの地域福祉は、地域に関わる全ての人や組織がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を強くしていくことが求められています。その中でも、特に、地域の特性や資源を生かして「互助」と「共助」を実践すること、そして、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支え合う力を高めることが地域福祉を推進するうえで重要です。

2 地域福祉の必要性について

これまで調布市は、みんなが自分らしく、安心して、つながりをもって暮らし続けられるまちを目指し、個別の生活課題やニーズを踏まえて、福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図るとともに、地域福祉を推進することにより、住民主体の取組を支援してきました。

一方、近年、我が国では、既に少子高齢社会を迎えており、市の総人口は、現在の微増傾向から、徐々に減少に転じるとともに、特に高齢者数の増加によって、人口構造が大きく変化することが見込まれています。また、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、社会状況が変化しています。加えて、新型コロナウイルスの世界的な流行（パンデミック）や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域の活動に影響を及ぼしています。

こうした社会状況から、地域の生活課題が複雑化・複合化し、8050問題や社会的孤立などの従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間の問題がより顕在化しています。そのため、市民や地域が抱えている諸課題に応じて、これまでの地域福祉の取組をより充実することが求められています。

地域は、高齢者、障害者、子どもなどの多様な主体の生活や活動の基盤であり、複雑化・複合化する地域の生活課題に対しては、地域住民がつながり支え合う取組を育んでいくことが必要です。そのため、「自助、互助、共助、公助」の取組を重層的に組み合わせ、多機関協働による包括的な支援体制の構築と地域における支え合いの仕組みづくりによる、さらなる地域福祉の推進を図る必要があります。

■地域福祉の領域イメージ
(社会福祉法第107条より)

高齢者の福祉



障害者の福祉



児童の福祉



その他の福祉
生活困窮等



- ・福祉サービスの適切利用の推進
- ・社会福祉事業の健全な発達
- ・地域福祉活動への住民参加の促進など

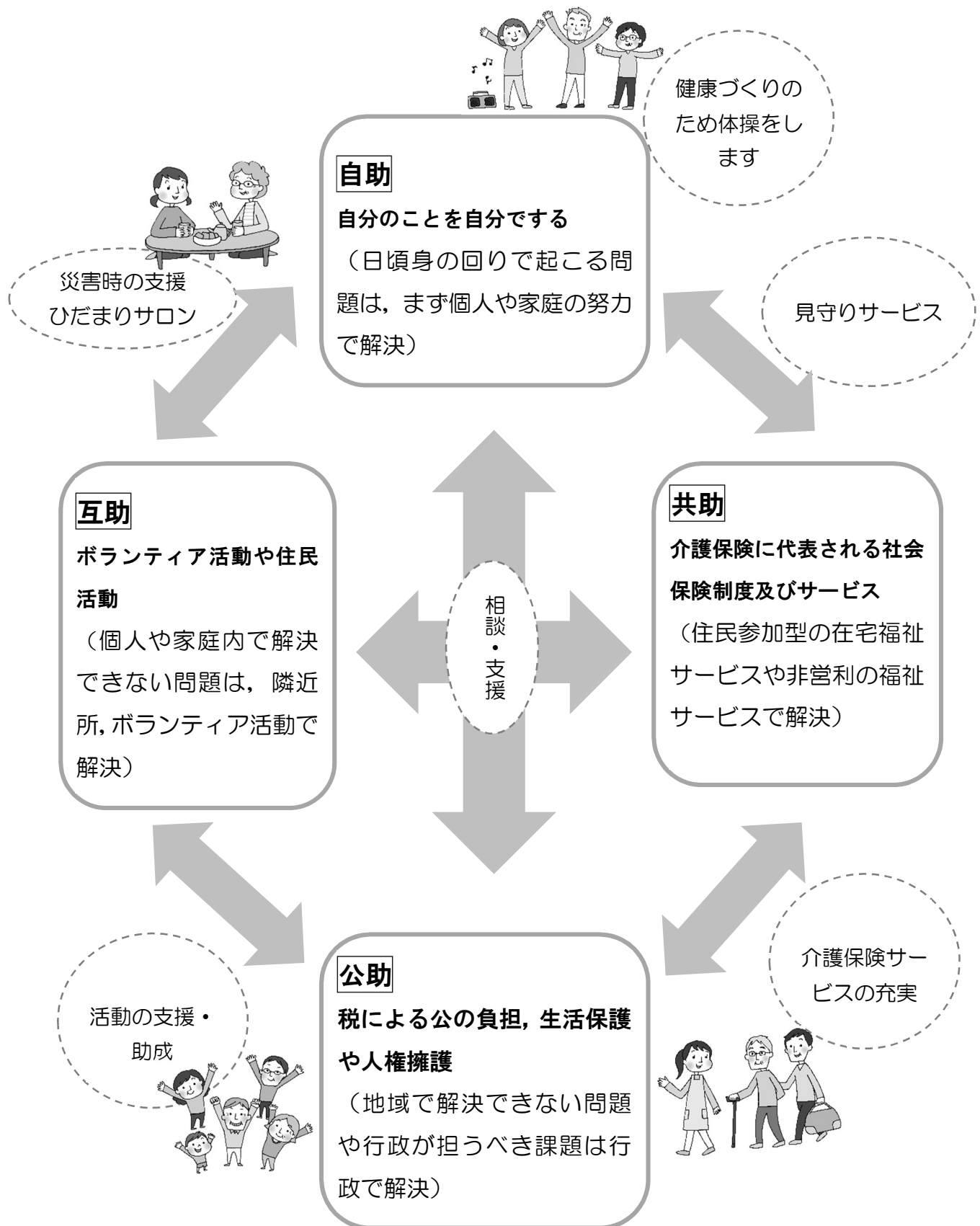
共通して取り組むべきテーマ

例) 制度の狭間の問題, 生活困窮, 子どもの貧困,
権利擁護, 虐待防止など

★分野共通に取り組むべきこと（地域福祉の取組の充実が必要な事項）

- 身近な場所で何でも気軽に相談できること。
- 自分の居場所が地域の中にあり，社会とのつながりがもてること。
- 地域での助け合いや支え合う仕組みが整い，機能していること。
- 情報を共有して，困っている人を見つけて支援すること。
- 分野横断的に関係機関が協働して包括的に支援する体制を構築すること。

■自助、互助、共助、公助のイメージ



3 これまでの調布市の地域福祉の推進について

調布市では、国に先がけ市民参加による手法で、平成5年度を初年度とする調布市地域福祉計画を策定し、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する」ことを目指して地域福祉の推進に努めてきました。

この時の、「行政計画が地域福祉計画の目標実現に即しているか否かを、福祉の施策の視点から検討するための市民参加型の常設委員会を設置されたい」との意見を受け、平成7年度から地域福祉推進会議を設置し、以降、計画の推進と進行管理を行っています。

平成12年度は、社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画の見直しを行う中で、計画期間を平成13年度から18年度の6年間としました。また、平成13年度には、子ども家庭支援センター「すこやか」を開設し、子どもと家庭の総合相談事業や乳幼児交流事業、エンゼル大学などをスタートさせました。

平成15年度には、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護するために、近隣5市共同で多摩南部成年後見センターを設立しました。

平成17年度には、地域福祉計画を、別に定める高齢者、障害者、保健などの分野別福祉計画の基盤となる計画として位置付けるとともに、それら福祉計画の改定に合わせ1年前倒しして、改定しました。

平成19年度は、災害時に備え、民生委員・児童委員と協力して、災害時要援護者台帳の作成に取り組んだほか、精神障害者の自立及び社会参加を支援し、精神保健福祉サービスの向上を図るため、こころの健康支援センターを開設しました。

平成20年度は、75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されました。後期高齢者医療制度の保険者は、東京都後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や健診事業などは市が実施することとされ、従来の健診事業や介護予防健診（生活機能評価）との整合性を図りながら、住民に分かりやすい事業の実施に取り組みました。

平成21年度は、「福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正を行いました。

平成22年度は、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を基に、モデル事業として災害発生時の地域の取組を実施しました。

平成23年度には、地域福祉計画、高齢者総合福祉計画、障害者総合計画の改定に取り組みました。地域福祉計画では、地域福祉の取組について先進事例を参考に研究・協議を進め、地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図る必要性を掲げ、現行計画に地域福祉コーディネーターの配置を位置付けました。

平成24年度には、高齢者福祉において、在宅で生活する方や病院から退院し在宅医療に切り替わる方が、介護サービスとともに医療サービスを円滑に受けられるように、在宅医療相談室について広く周知を行うなど、医療と福祉の連携推進を図りました。障害者福祉では、障害者自立支援法の改正を受け、新たに特定相談支援事業所を開設するとともに、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターを設置しました。

平成25年度にモデル事業としてスタートした地域福祉コーディネーターは、地域における、既存の公的福祉サービスや制度の下では、十分な対応ができない福祉課題、あるいは漏れてしまう福祉課題やニーズを掘り起こすなど、一定の成果を挙げ、地域での生活を支えるネットワークの中心として、地域に根付き始めています。こうした取組は、「地域包括ケアシステム※1」や「地域共生社会」の構築に向けた礎として、現在も注視され続けています。

平成26年度には、主に生活保護世帯の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口を庁舎内に常設するとともに、民間事業者を活用した就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を開始しました。また、高齢者が在宅で安心して暮らすための支援として、支援する親族がいない方を対象とした「あんしん未来支援事業」を開始しました。

平成27年度には、専門性を備えた福祉人材の確保と質の向上、また、地域の福祉人材の育成を総合的に推進し、将来にわたる福祉・介護ニーズに的確に対応する目的で、新たな研修・育成拠点として福祉人材育成センターを開設しました。また、生活困窮者自立支援法の施行を受け、離職や失業など様々な事情で生活に困窮された方の生活再建の相談支援（調布ライフサポート）を開始しました。高齢者福祉では、介護保険制度の改正を受け、ボランティア育成など地域での支え合いの体制整備を進める目的で、新たに地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置しました。

平成28年度には、災害対策基本法の改正を受け、従前の計画の見直し等を図り、調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）、行動計画（住民編）、行動計画（庁内編）を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。

※1 地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

平成29年度には、平成30年度を計画期間の初年度とする福祉3計画（調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画及び調布市障害者総合計画）を策定しました。平成30年度からの福祉3計画では、共通の将来像、基本理念を定めるとともに、福祉圏域の整理・統一化を図りました。

平成30年度には、福祉3計画共通の福祉圏域による取組を開始しました。また、多機関協働による包括的な支援体制の構築の取組の一つとして、「相談支援包括化推進会議」を設置しました。高齢者分野では、認知症初期集中支援事業の運営を業務委託で開始しました。

令和元年度には、地域福祉コーディネーターを8つの福祉圏域全てに配置しました（8人体制）。また、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を多摩南部成年後見センターを運営する5市協働で策定しました。高齢者分野では、令和元年度に福祉圏域に合わせた地域包括支援センターの配置の再編を行い、令和2年度に8つの福祉圏域での相談開始に向け、引き継ぎを行いました。

令和2年度には、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進計画 調布市の取組」を策定しました。また、調布市生活ほっとあんしん相談事業を開始しました。

令和4年度には、「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定しました。

令和5年度には、重層的支援体制整備事業に移行しました。高齢者分野では、地域支え合い推進員を8つの福祉圏域全てに配置しました。

以上のような、30年間の歩みの中で、調布市においても、少子高齢化の進行や市民同士のつながりの希薄化などから、社会的孤立や制度の狭間の問題など、様々な生活課題が複雑化・複合化した課題として浮き彫りとなってきました。

こうした社会の変化に対応するため、調布市では、この間、計画の策定年度の見直しを行い、福祉3計画の策定期間を合わせ、整合性を図るとともに、調布市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも策定期間を合わせるなど、計画連携の強化を図っています。

■調布市の計画と国の状況

国の主な制度の状況と市の計画の変遷の表を掲載予定（IP程度）